

小児がん患者ワクチン再接種費用助成事業について

養老町では、小児がん治療で造血幹細胞の移植（骨髄移植）によって予防接種で得た免疫が低下する等を理由として、予防接種の再接種が必要となった人に再接種に要する費用の一部を助成します。

■対象者

以下の全てを満たす人

- (1) 造血幹細胞の移植によって免疫の低下または消失したため、再接種が必要であると医師が認める人
- (2) 再接種を受ける日において20歳未満の人
- (3) 再接種日および申請日において養老町内に住所を有する人
- (4) 保護者が町税を完納していること
- (5) 令和2年4月1日以降の再接種であること

■対象となる予防接種

すでに接種を終えた定期の予防接種(※)のうち、造血幹細胞移植後に再接種を受けたもの

※定期の予防接種

B型肝炎、ヒブ、小児の肺炎球菌、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん、風しん、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症

■助成金額

再接種に要する費用（抗体検査その他の検査に要する費用および意見書に係る費用を除く）として医療機関に支払った額を助成します。ただし、助成の額には、町の定める上限がありません。

■手続きの流れ

- (1) 事前に助成申請を行う。

<必要書類>

- ①養老町小児がん患者ワクチン再接種費用助成対象認定申請書（町指定様式）
- ②養老町小児がん患者ワクチン再接種費用助成対象認定に係る意見書（町指定様式）
- ③造血幹細胞の移植前に受けた定期予防接種の記録が記載された母子健康手帳またはその他の当該定期予防接種を接種したことを証する書類

- (2) 町から、養老町小児がん患者ワクチン再接種費用助成対象認定（不認定）通知書を発行。
- (3) 養老町小児がん患者ワクチン再接種費用助成対象認定通知者が届いてから、医療機関で再接種。費用を自己負担で直接医療機関にお支払いください。
- (4) 助成金の交付申請書の提出。

<必要書類>

- ①養老町小児がん患者ワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書(町指定様式)
 - ②再接種を受けたことを証する書類
(予防接種の種類、接種日、医療機関の名称の記載があるもの)
 - ③再接種費用領収証
 - ④住所地进行証明する書類
 - ⑤納税証明書(町税の未納がない証明)
- ※④、⑤については、町が確認できる場合は省略可。

(5) 養老町小児がん患者ワクチン再接種費用助成金交付(不交付)決定通知書を交付。
交付決定後、助成金を振り込みます。

■申請先 町保健センター

※必要書類は町保健センターでお渡ししますので、希望の方は取りに来てください。

■問合せ先

町保健センター(TEL: 32-9025)